

令和7年度 第14回市政懇談会 事前要望等回答一覧(須加地区)

No.	意見・要望等	所管課	回答
1	<p>・連日とても暑いので、熱中症対策として、冷水機の設置を検討いただきたい。熊谷市の別府小では今年の5月に設置がされたそうである。持ってきた水筒では足りない子もいると思う。冷たい水がいつでも飲めたら、子供たちも進んで水分補給してくれるのではないか。</p> <p>・体育館に冷房を入れていただきたい。普段の体育での熱中症予防と、学童の子供達の体を動かす場として、検討いただけたら嬉しい。</p> <p>・全小学校に冷凍庫を購入して欲しい。</p> <p>下校時の汗だくで真っ赤な子供達を見ると、首にする冷却グッズ等があれば少しは違うのでは？と思う。最近ネットでも、行政で子供の為に全校に設置したとの記事をちらほら見る。</p>	<p>教育総務課 教育指導課</p>	<p>連日続く暑さに対する熱中症対策は、子供たちの健康を守るために重要な課題であると認識しております。</p> <p>そのため、児童による日傘の使用や、水筒や水道水による適切な水分補給などの対策を図るよう、各学校に対して周知しているところです。</p> <p>まず、冷水機の設置については、水道水と比較して、冷たい水を飲むことができますが、一方で、設置及び維持管理における課題もあることから、こうした点も踏まえ、今後他自治体の事例を調査し検討してまいります。</p> <p>次に、体育館の冷房についてですが、体育の授業等の活動をする際は、適切な水分補給を促すとともに、窓を開けて大型扇風機を使用し換気を行うなど、可能な限り工夫するよう努めております。体育館への冷房設置につきましては、現時点で具体的な計画はございませんが、今後、他自治体の事例を調査の上、整備の在り方を検討してまいります。</p> <p>次に、全小学校への冷凍庫の購入についてですが、冷却グッズを利用している場合は、再冷凍ができ、快適な下校への一助になると思いますが、登下校時の熱中症対策としては、各ご家庭の状況に応じて、帽子や日傘などをご持参いただいております。全員が冷却グッズを使用しているものではありません。</p> <p>全小学校への冷凍庫の購入については、冷却グッズを使用する期間や機会が限られるなか、設置後の管理などに課題もあることから、こうした点も踏まえ、今後他自治体の事例等を調査し、検討してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
2	<p>中学校の制服について、見沼中は変わらない、長野中は2年後に変わるのの事を聞いたが、市内中学校が一斉に行わないのは、なぜか。</p>	<p>教育指導課</p>	<p>本市では、令和5年度に制服の在り方検討委員会を設置し、性別に関係なく、性の多様性に配慮した中学校標準服について検討を進めてまいりました。この結果、昨年度に、本市中学校標準服となるデザインを選定しました。</p> <p>デザインの選定後、標準服を制服として採用するか否かについては、各学校の判断となることから、校長会を通して、市内全中学校に対し意向確認をしたところ、このうち6校から来年度から採用する意向があったものです。</p> <p>見沼中学校につきましては、現行、女子生徒の制服がブレザータイプであり、スカートとスラックスを選択可能としていることや、保護者負担の軽減等を考慮した結果、来年度からの導入は見送ることとしたと伺っております。</p> <p>なお、今回選定された標準服は、多様な性自認への対応を趣旨としており、学校再編を見据えて行ったものではございません。学校再編の際には、新たに設置する学校において、制服の在り方について、再度検討を進めることとしております。</p>
3	<p>見沼用水路沿いの草がすごい伸びている期間が長いので、危険を感じるので、定期的に刈ってほしい。</p> <p>見沼元坎公園の横の歩道の草がすごくて歩けない。通学路にもなっているが、歩けないので車道を歩いているが、車がスピードを出しているので、とても怖い。草を刈るなど何とかしてほしい。</p>	<p>管理課 都市計画課</p>	<p>見沼用水路沿いは、現地を確認したところ、歩道に雑草が繁茂している状況でした。当該区域の除草を実施している水資源機構利根導水総合管理所に、状況を確認した結果、6月と9月の年2回、除草を実施しているとのことでした。併せて、定期的な除草について、要望があった旨をお伝えいたしました。</p> <p>見沼元坎公園の園路の除草につきましては、8月上旬を目途に実施する他、秋頃に再度除草を予定しております。</p> <p>引き続き、適切な公園管理に努めてまいりますが、雑草が繁茂する時期等、行き届かない場合がございますので、都市計画課へご連絡いただければ対応いたします。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
4	<p>【旧須加小学校について】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・元須加小学校は避難所となっているが、避難できる状態なのか、グランド状態など見ると、とても避難できるとは思えない。空いているのであれば、民間に貸すなどして行政と合同で管理するようにすれば、多少違うのではないか。活用についてどうなっているのか伺いたい。</li> <li>・最近草が繁茂していて、桜の木もクビアカツヤカミキリで全滅してしまった。シンボルの松の木も枯れている。地域の人たちの思い出も、このような状況で薄れてしまっている。</li> </ul> <p>今後、市はどのような方向で、利活用を考えているのか。</p>	<p>危機管理課 財産管理課</p>	<p>旧須加小学校を含め閉校した学校施設についても、避難所担当職員による年1回の現地確認と危機管理課職員による年1回以上の防災備蓄倉庫点検を行っており、その際、避難所運営で必要となる体育館、教室等の照明器具やトイレ等の水回りの確認を行っております。</p> <p>今後におきましても、地域の皆様が安心して避難できるよう、指定避難所を適切に維持・管理してまいります。</p> <p>旧須加小学校跡地の活用については、民間事業者による活用を図るため、令和5年度に募集したところ、1者より事業提案がありましたが、審査の結果、採用には至りませんでした。また、利根川の堤防整備に伴う管理用道路の整備の進捗などについて国土交通省利根川上流河川事務所に伺っておりますが、現在のところ進展がない状況です。そのため、敷地進入路が狭小であるなどの課題はあるものの、同施設を民間事業者に活用してもらうため再募集を行いたいと考えており、活用意向の有無や貸付条件の見直しを目的として、民間事業者へのサウンディングなどを順次実施しております。なお、民間活用の際にも、災害時の避難所を確保するため、募集段階から避難所機能の維持は必須条件といたします。</p> <p>グラウンドにつきましては、市において、毎年9月頃、地区体育祭の開催前に除草を実施しております。また、地域自治会やスポーツ協会などの協力により除草作業を実施いただき、本年度は5月31日に作業していただきました。</p> <p>今後も、敷地や立木の適切な管理に努めてまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
5	<p>学校再編について、ホームページ等で資料を確認したが、児童数等を見ても北部地区（Aエリア）を先にやるのが最重要だと思う。部活動が選べない現状をどうとらえているのか、近々の課題を何年も先延ばしにするということは、統合するまでの中学生のことは何も考えてもらえないのかなどが疑問である。</p>	<p>教育総務課</p>	<p>現在、見沼中学校や南河原中学校などの生徒数が減少し、部活動の選択肢が減少しているという課題は認識しています。</p> <p>そのため、一定の児童生徒数が確保できるよう、学校を再編し義務教育学校を設置していくことで、部活動をはじめとした教育活動の充実を目指しています。</p> <p>ご指摘のとおり、学校再編計画〈個別編〉においては、開校スケジュールとして、Bブロックを令和12年度、Aブロックを令和14年度と示しています。</p> <p>これは、Bブロックは、新校を設置する2つの候補地がある一方、Aブロックは、候補地として長野中学校の敷地があるものの、駐車場の確保などに一部課題があることから、他に候補地となり得る敷地がないか調査を行う期間等も考慮したためです。</p> <p>また、就業者不足や時間外労働の上限規制など、昨今の建設業界の動向も踏まえ、施設整備に係る工事の平準化を図り、1校ずつ着実に開校を目指していくためでもあります。</p> <p>Aブロックにつきましては、まずは今後、他に候補地となり得る敷地がないか調査を行っていきます。</p> <p>部活動につきましては、開校までの間に現在の合同チームを引き続き実現可能とするとともに、今年度9月からソフトテニスと剣道について、部活動の地域クラブ展開に関する実証事業を開始する予定です。今後は、実証事業の成果や課題を踏まえつつ、市内の生徒が参加できる種目等を増やせるよう取り組んでまいります。</p> <p>なお、児童生徒数の減少により、著しく教育活動に支障が生じている学校については、新校開校前に近隣校への編入も検討してまいります。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
6	<p>【市内の外国人について】</p> <p>最近、地区内に外国人居住者が増えてきている。川口などでは問題が起きているようだが、行田市ではどうか。</p> <p>現在の行田市に外国人は何人くらい住んでいるのか。どんなトラブルが起きているか。外国人が転入した際、市ではどのような指導をしているのか知りたい。犯罪も増えており心配している。</p>	<p>市民課 地域活動推進課</p>	<p>令和7年7月1日現在、本市に住民登録している外国人は、2,462名で、全人口に占める割合は約3%となっております。このうち、須加地区に住民登録している外国人は16名です。</p> <p>こうした中、外国人の方にゴミ出しのルールが徹底されていないなどの課題があると認識しております。</p> <p>埼玉県警察本部の資料によりますと、令和6年中の埼玉県内の外国人の刑法犯の検挙人員数は641人であり、10年前の717人から比較すると1割程度減少しておりますことから、外国人居住者の増加が外国人による犯罪に結びついているとは見受けられません。</p> <p>一方で、今年度に入り市内において、侵入窃盗などの犯罪が多く見受けられることから、地域における防犯対策は喫緊の課題であると認識しております。住宅用防犯カメラの設置に対する補助事業や主要交差点に街頭防犯カメラの設置を順次進めておりますが、今後も地域における防犯対策につきましては、重点施策として捉え、効果的な対策を講じてまいります。</p> <p>なお、外国人が転入の届出をした場合の対応ですが、転入者に配布する各種書類等のうち、ゴミ出しのルールを理解していただくための、「家庭ごみの出し方」のチラシ及び「こみ分別マニュアル」の冊子については、英語、中国語、ベトナム語、スペイン語、ポルトガル語の5ヵ国語で表記したものを用意しており、希望する言語のものを配布しております。</p> <p>また、日本語、英語、中国語、スペイン語、ポルトガル語の5ヵ国語で表記した「行田にほんご教室の学習者の募集について」のチラシも配布しております。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
7	<p>【市議会について】</p> <p>議会の運営の流れを知りたい。年に何回開催されていて、市が提案した議案について、どのような流れで採決されるのかなど、基本的なことを教えてもらいたい。</p>	<p>議会事務局</p>	<p>【議会の流れ】</p> <p>議会には、定例会と臨時会があります。定例会は条例で年4回（3月、6月、9月、12月）と定められており、臨時会は必要に応じて開かれます。</p> <p>これらはいずれも市長が日時を定めて招集しますが、議員定数の4分の1以上の議員（行田市は5人）から臨時会招集の請求があった時は、市長は招集しなければなりません。</p> <p>〔本会議〕</p> <p>1 開会 議長が宣言、議員定数（20人）の半数以上の出席が必要。</p> <p>2 会期の決定 毎会期の初めに議会の議決で決定します。</p> <p>3 議案上程 議案には、市長から提出されるものと、議員から提出されるものがあります。</p> <p>4 提出者の説明 議案の内容について、提出者から説明します。</p> <p>5 質疑 議員が議案について質疑を行い、市長などが答弁します。</p> <p>6 委員会付託 質疑が終わると、議案をさらに詳しく専門的に審議するため、委員会におくります。</p> <p>7 一般質問 市政について議員が質問し、市長などが答弁します。</p> <p>〔委員会〕</p> <p>1 説明 議案について、部長などから説明を聞きます。</p> <p>2 質疑 委員から質疑を行います。</p> <p>3 討論 賛成か反対かの意見を述べます。</p> <p>4 採決 委員会として、賛成か反対かを出席委員の過半数で決めます。</p> <p>〔本会議：最終日〕</p> <p>1 委員長報告 委員会での審議の経過と結果を報告します。</p> <p>2 質疑 委員長報告について質疑を行います。</p> <p>3 討論 賛成か反対かの意見を述べます。</p> <p>4 採決 賛成か反対かを出席議員の過半数で決めます。</p> <p>5 閉会 すべての議案の採決が終われば閉会になります。なお、採決の結果は市長に通知されます。</p>

No.	意見・要望等	所管課	回答
8	市民からの請願の流れを教えて欲しい。	議会事務局	<p><b>【請願書の提出】</b></p> <p>市政についての要望や意見などを、どなたでも請願書として市議会に提出することができます。</p> <p>請願書の提出についてはいつでも受け付けていますが、定例会初日の5～7日前に開かれる議会運営委員会までに提出された請願は、その定例市議会で審議されますので期限までに提出してください。本会議に上程された後に、所管する常任委員会で審査を行い、最終的には本会議で採決いたします。</p> <p>〔請願書の書き方〕</p> <p>①請願書の表題：請願書には「何々に関する請願」と表紙に件名を表示してください。</p> <p>②紹介議員：議員の紹介は、請願の提出要件です。表紙に紹介議員に署名又は記名押印をしてもらってください。紹介議員は、請願の内容に賛意を有するものでなければなりません。</p> <p>③請願の要旨：請願の要旨を書いてください。内容が2件以上にわたるときは、1件ごとに提出してください。</p> <p>④請願者の住所・氏名：請願の提出者は、請願書に住所を書き、署名又は記名押印をしてください。法人及び団体の場合は、所在地及び団体名等を書き、代表者が署名又は記名押印をしてください。</p> <p>⑤提出年月日及びあて先：提出年月日及びあて先（行田市議会議長）を記入してください。</p> <p>〔請願の審査〕</p> <p>請願は、本会議に上程された後、担当する常任委員会などで審査し、その結果をもとに、本会議で、請願の内容が妥当で、その実現を図ることが必要だと認められたものは採択、請願者の要望に沿いがたいものは不採択などの結論を出します。採択された請願は、必要があれば、その結果を市長または関係機関に送ります。また、結論が出ずに、次回の会議で再び審査するものは継続審査となります。</p>